

定 款

株式会社A Tグループ

第 1 章 総

則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社ATグループと称し、英文では、AT-Group Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 自動車、同部品、同附属品、同用品の製造、販売、賃貸、輸出入、修理、再生および解体
- (2) 自動車車体の製作販売および改造修理
- (3) 中古自動車の売買およびその仲介
- (4) フォークリフト等産業車両、同部品、同附属品、同用品の製造、販売、賃貸、再生および修理
- (5) 中古フォークリフト等中古産業車両の売買
- (6) 無人搬送装置、自動立体倉庫、コンベヤーおよび各種棚の販売、賃貸、修理ならびにそれに附帯するソフトウェアの販売
- (7) 建築土木工事の設計、施工、管理、監理および請負
- (8) 土地の造成および不動産の保有、売買、賃貸、管理ならびに仲介
- (9) 建築用資材、室内装飾品、什器、家具、照明器具、冷暖房機器、家庭用電化製品、日用品等の商品の販売および修理
- (10) 建築用土砂、石材、園芸用土および庭石の販売ならびに造園
- (11) 土地建物の調査、測量、設計
- (12) 塗装および防水工事ならびに附帯関連する商品、用品の販売
- (13) 石油製品、燃料の取扱いおよび販売
- (14) 電気機械器具、事務用機器、産業機械器具の販売、賃貸および修理
- (15) 医療用具・医薬部外品・医療用消耗品の販売および賃貸
- (16) 商品の製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入
- (17) コンピュータによる情報処理
- (18) コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸
- (19) コンピュータおよび関連機器の販売ならびに賃貸
- (20) 情報通信サービスおよび情報検索サービスの提供
- (21) コンピュータ関連システムの管理運用
- (22) 損害保険代理業およびその他の代理業
- (23) 生命保険契約の募集および紹介業務
- (24) 電話通信事業
- (25) 金融商品仲介業
- (26) 割賦債権の買取
- (27) 集金業務の代行
- (28) 金融業
- (29) 信用調査業務

- (30) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣業務
- (31) 各種催事の企画、制作、運営
- (32) 自動車の回送および自動車運送取扱事業
- (33) 一般区域貨物自動車運送事業
- (34) 自動車操縦総合練習場の経営、管理
- (35) 有価証券の保有および運用業務
- (36) 仲立業
- (37) 飲食業および旅館業
- (38) 産業廃棄物の収集業
- (39) 印刷業
- (40) クレジット業
- (41) 保証業務
- (42) 新車点検整備、用品等の取り付けおよび特別架装
- (43) 中古自動車点検整備、クリーニング、用品等の取り付けおよび特別架装
- (44) 自動車の登録代行業務
- (45) 企業の法務、総務、人事、経理事務の受託代行
- (46) 輸送警備業
- (47) 旅行業法に基づく旅行業
- (48) スポーツおよび演芸の入場の斡旋
- (49) 図書、新聞の出版および販売
- (50) タバコ、印紙、切手、乗車券の販売
- (51) 有料道路の通行券の受託販売
- (52) 娯楽場、その他観光施設の経営
- (53) 野外映画劇場の経営
- (54) 建物および附属設備の清掃
- (55) 酒類の販売
- (56) 貨物軽自動車運送事業
- (57) 前各号に附帯関連する一切の業務、経営上必要と認めた他会社に対する投資

2 当会社は、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 当会社がその株式を所有する他の会社への企業経営に関する指導および相談
- (2) 当会社がその株式を所有する他の会社への商標等の知的財産権の使用許諾
- (3) 第1項各号に掲げる事業
- (4) 前各号に附帯関連する一切の業務

第 3 条（本店の所在地）

当会社は、本店を名古屋市に置く。

第 4 条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、77,497千株とする。

第 7 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

第 9 条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、また臨時株主総会は、必要あるときこれを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は24名以内とする。

第19条（選任）

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（役付取締役および代表取締役）

取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名および業務の都合により、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

第22条（取締役会の招集および取締役会規則）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

3 前各項のほか、取締役会の運営については、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第23条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第24条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が規定する限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第25条（員数）

当社の監査役は5名以内とする。

第26条（選任）

監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第27条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第28条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第29条（監査役会の招集および監査役会規則）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

- 2 前項のほか、監査役会の運営については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第30条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第31条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が規定する限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第32条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第33条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第34条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第35条（配当の除斥期間および利息）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領のないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の配当財産には、利息をつけない。

昭和17年 9 月 7 日 制 定
昭和18年 4 月30日 改正実施
昭和18年10月27日 改正実施
昭和20年 4 月15日 改正実施
昭和20年11月15日 改正実施
昭和21年 9 月 4 日 改正実施
昭和23年 4 月30日 改正実施
昭和23年 7 月28日 改 正
昭和23年 8 月 1 日 実 施
昭和24年 4 月28日 改正実施
昭和26年 4 月28日 改正実施
昭和26年10月31日 改正実施
昭和27年 2 月29日 改正実施
昭和28年 4 月30日 改正実施
昭和28年10月31日 改正実施
昭和29年 7 月12日 改正実施
昭和31年 5 月25日 改正実施
昭和33年11月29日 改正実施
昭和35年 5 月30日 改正実施
昭和38年11月29日 改正実施
昭和41年11月29日 改正実施
昭和42年 5 月30日 改正実施
昭和44年 5 月30日 改正実施
昭和46年11月27日 改正実施
昭和47年11月29日 改正実施
昭和49年 5 月31日 改正実施
昭和50年 5 月28日 改正実施
昭和51年 6 月28日 改正実施
昭和57年 6 月24日 改正一部実施
昭和57年10月 1 日 一部実施
昭和62年 6 月26日 改正実施
平成 3 年 6 月27日 改正実施
平成 4 年 6 月26日 改正実施
平成 6 年 6 月29日 改正実施
平成10年 6 月29日 改正実施
平成13年 6 月28日 改正実施
平成14年 6 月27日 改正実施
平成15年 6 月27日 改正実施

平成16年 6 月29日 改正実施
平成17年 6 月29日 改正実施
平成18年 6 月29日 改正実施
平成19年 2 月23日 改 正
平成19年 4 月 1 日 実 施
平成20年 6 月27日 改正実施
平成21年 6 月26日 改正実施
平成22年 1 月 6 日 改正実施
平成23年 6 月29日 改正実施
平成27年 6 月26日 改正実施
平成29年 6 月28日 改正実施
平成29年 8 月 9 日 改 正
平成29年10月 1 日 実 施
平成30年 6 月27日 改正実施
2021年 6 月25日 改正実施

(会社設立の日) 昭和17年11月 2 日